

新型コロナウイルス感染症への対応方針について

放課後児童クラブ臨時休室延長のお知らせ

(令和2年4月24日 更新)

岐阜県からの新たな要請を受け、下記のとおり放課後児童クラブの臨時休室を延長します。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆臨時休室期間

4月14日(火)～5月31日(日)

◆利用の制限によらず放課後児童クラブが利用できる場合について

- ・医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方
- ・ひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方
- ・上記の方及び特段の事情がある方は、事前に教育委員会にご相談ください。

《お問い合わせ先》

○神戸町教育委員会 教育課

電話：0584-27-0181